

## ○未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領について

平成 26 年 3 月 27 日  
財 理 第 1 5 9 7 号

改正 平成27年 9月14日財理第3894号  
同 28年 9月 8日同 第2981号  
令和元年10月25日同 第3575号  
同 2年11月17日同 第3633号  
同 2年12月18日同 第4097号  
同 3年 2月17日同 第 510号  
同 3年 9月21日同 第3258号  
同 4年 3月30日同 第1296号  
同 4年 6月 9日同 第2027号  
同 5年 6月20日同 第1787号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

未利用国有地の管理等業務に係る業務委託の取扱いは、別紙「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領」によることとしたので、業務委託の推進に努められたい。

### 目 次

別紙 未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領

別添 1 委託業者選定手続

別添 2 財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項

別紙 1 対象地域及び対象業務一覧

別紙 2 仕様書

別紙 3 業務処理期間一覧

別紙 4 提案書

別紙 5 入札参加資格

別紙 6 未利用国有地管理等業務を実施する者を決定するための評価基準

別紙 7 従来の実施状況等について

別添 3 評価基準

(参考)

- ・ 入札公告
- ・ 入札説明書
- ・ 入札参加申込書
- ・ 入札書
- ・ 内訳書
- ・ 委託業者選定評価委員会の設置及び運営に関する要綱

別紙第1号様式 未利用国有地の管理等業務委託契約書

別紙1 内訳書

別紙2 グループ構成者一覧表

別紙3 業務委託グループ協定書

別紙第2号様式 身分証明書

未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領

第 1 委託業務の範囲

財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する業務について、業務委託を行うものとする。

なお、財務局長等は、委託業務及び対象地域を定めるに当たって、より競争性が発現されるよう配慮しなければならない。

1 未利用国有地等の国有財産（以下「国有財産」という。）の調査に関する業務

- (1) 物件調書作成業務
- (2) 地下埋設物調査業務
- (3) 土壌汚染調査業務
- (4) ライフライン調査業務
- (5) アスベスト調査業務
- (6) 測量業務
- (7) PCB調査業務

2 国有財産の管理に関する業務

- (1) 巡回業務
- (2) 草刈・保守業務
- (3) 柵設置業務
- (4) 看板作成設置等業務
- (5) 樹木伐採業務
- (6) 投棄物撤去業務
- (7) 巣撤去等業務
- (8) 流出土砂撤去等業務
- (9) 建物開口部閉鎖業務

3 国有財産の一般競争入札の補助に関する業務

- (1) 入札案内書配布照会対応業務
- (2) 入札案内書原稿整備業務

4 その他財務局長等が必要と認める業務

第 2 委託業者の選定及び業務委託契約の締結

1 財務局長等は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項に規定する方法により競争入札を実施することとし、各財務局において実情を踏まえ、委託業務及び対象地域等の見直しの要否等の検討を行った上で、別添 1「委託業者選定手続」及び別添 3「評価基準」により委託業者を選定するものとする。

上記の競争入札を実施しても委託業者の選定ができなかった場合は、直ちに再度入札を行うこととする。

2 財務局長等は、上記の選定に当たって、別添 2「財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項」を標準として定めるものとする。

3 財務局長等は、上記の手続により選定した者と別紙第1号様式による「未利用国有地の管理等業務委託契約書」により契約を締結しなければならない。

ただし、財務省における会計手続の統一等を図るための指示等に基づく各種様式等の変更は、必要に応じて契約担当官の判断により行っても差し支えないものとする。

4 選定した者から提出を受け、効果的であると評価した提案内容については、契約書に綴じ込むものとし、当該提案内容を反映した業務遂行を図るとともに、その履行を確保するものとする。

なお、監督・検査に当たっては、評価した提案内容を満たしていることを確認するものとする。

### 第3 委託業者の使用する身分証明書

1 財務局長等が認証する身分証明書は別紙第2号様式によるものとする。

2 前項の身分証明書は、業務委託契約期間に限り効力を有するものとし、財務局長等は業務委託契約期間が満了したときは速やかに当該身分証明書を回収し、破棄するものとする。

3 委託業者は、委託業務を取り扱うに当たっては、「未利用国有地の管理等業務委託取扱」の名義を本契約期間中に限り、使用することができる。

### 第4 財務事務所長等への委任

財務局長等は、財務事務所長、財務局出張所長、財務事務所出張所長、沖縄総合事務局財務出張所長に、次に掲げる事務の一部又は全部を取り扱わせることができる。

1 第2の規定による委託業者の選定及び業務委託契約の締結

2 委託業者に対する業務の指図

3 委託業者からの報告書等の受理等

4 委託業者に対する指導

5 委託業者に対する業務監査

### 第5 委託費の支払い

財務局長等は、上記第1の委託業務について、委託業者から提出される業務完了報告書の検査を完了したとき、委託業者に委託費を支払うものとする。

### 第6 帳簿等の備付け

財務局長等は、次に掲げる帳簿等を委託業者に備え付けさせなければならない。

1 各業務の進捗が確認できる「進行管理表」

2 委託業務に係る会計に関する帳簿書類

3 委託業務に従事する従業者の履歴書

4 その他財務局長等が必要と認める帳簿

### 第7 委託業者に対する指導

財務局長等は、委託業者の適切かつ効率的な業務の運営を確保するため、委託業者及

びその従業者に対し、次に掲げる指導を常時行うものとする。

- 1 委託業務を取り扱うに当たって必要とする関係法令等を周知徹底させるための指導
- 2 委託業務の効率的運用を確保するための指導
- 3 第三者に対する事故の発生を未然に防止するための指導

## 第8 業務監査

財務局長等は、委託業者が適切かつ効率的な業務の運営を行っているか把握することを目的として、次に定めるところにより監査を行うものとする。

- 1 監査は、毎年度1回行う定期監査と財務局長等が必要と認めた場合に行う随時監査の2種類とする。

なお、日常業務等において特段問題が認められなければ書面等監査とすることができる。

- 2 監査の担当職員は、財務局長等が指定する者をもってこれに充てるものとする。
- 3 監査は、次の事項について行うものとする。

なお、書面等監査及び随時監査は、財務局長等が必要と認める事項とする。

- (1) 委託業務の運営状況
  - (2) 委託財産の処理状況
  - (3) 委託業務に従事する従業者の権限及び責任の程度
  - (4) 委託業務に関する収支状況
  - (5) 諸帳簿に関する整理状況
  - (6) その他必要とする事項
- 4 監査を行う場合は、委託業者に対し次の事項をあらかじめ通知するとともに、必要がある場合には、監査に必要な資料の提出を求めることができる。ただし、緊急を要する場合又はあらかじめ通知することを適当としない場合は、この限りでない。
    - (1) 監査の目的
    - (2) 監査日時
    - (3) 監査担当職員の官職、氏名
    - (4) その他必要とする事項
  - 5 監査の担当職員は、原則として監査完了後20日以内に財務局長等に監査結果を記載した「監査報告書」を提出し、財務局長等は、その報告に基づき是正改善の必要があると認めるときは、速やかに委託業者に対し是正改善の措置を求めるものとする。
  - 6 監査の結果、委託業者に重大な過失又は不正の事実があることを発見したときは、速やかにこれに対する善後措置を講ずるものとする。

## 第9 報告

財務局長等は、業務委託契約締結後、効果的であると評価した提案内容を綴じ込んだ「未利用国有地の管理等業務委託契約書」について、速やかに理財局長に報告するものとする。

## 第10 本省承認

この要領により処理することが適当でないと認められる場合には、理財局長の承認を得て別途処理することができるものとする。

## 第11 書面等の作成等・提出等の方法

### 1 電子ファイルによる作成等

本通達に基づき、作成等を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成等を行うことができる。

### 2 電子メール等による提出等

- (1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- (2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

### 3 適用除外

上記1及び2の措置は、本通達に規定する手続のうち、次に掲げる場合については適用しないものとする。

- (1) 別紙「未利用国有地の管理等業務委託に係る業務委託取扱要領」第2-3に規定する「未利用国有地の管理等業務委託契約書」により契約を締結する場合
- (2) 別紙「未利用国有地の管理等業務委託に係る業務委託取扱要領」第3に規定する財務局長等が認証する身分証明書を作成する場合
- (3) 別添2「財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要領」記-1.(4)-④に規定する手続のうち、「工事実施のお知らせ文書」を配布する場合
- (4) 別添2「財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要領」記-3.(10)に規定する手続のうち、入札参加グループ結成に関する協定書を徴する場合

## 別添 1

### 委託業者選定手続

委託業者の選定は、次の手続により行うものとする。

#### 1 未利用国有地の管理等業務の説明会の開催

##### (1) 業務説明会の開催

原則として、入札公告前に業務内容等について説明会を実施することとする。

##### (2) 業務説明会における説明事項

下記5に準じて行うものとする。

#### 2 募集の方法

委託業者の選定に当たっては、掲示板及びホームページに次に掲げる事項を公告して募集することとする。

#### 3 公告する事項

- (1) 入札に付す内容
- (2) 委託業務の仕様等
- (3) 委託する対象地域
- (4) 委託予定数量
- (5) 入札方法
- (6) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (7) 実施要項及び入札説明書の配付
- (8) 入札説明会
- (9) 随時説明
- (10) 入札の申込み
- (11) 提案書の提出
- (12) ヒアリング（提案書の内容説明）の開催
- (13) 入札書の提出日及び開札の日時等
- (14) 委託業者の決定方法等
- (15) 提案書及び入札書の無効
- (16) 契約書作成の要否
- (17) 委託期間
- (18) 落札結果の公表
- (19) 入札保証金及び契約保証金
- (20) その他

#### 4 入札の参加方法及び委託業者の決定方法

##### (1) 入札の説明会の開催

入札の参加者に対し、指定する期日又は指定する期間に業務内容等について説明を行うこととする。

##### (2) 入札の申込み

入札の参加者には、指定する期日までに申込みをさせることとする。

(3) 提案書及び入札書の提出

入札の参加者には、提案書及び入札書をそれぞれ指定する期日までに一地域につき一通を提出させることとする。

(4) 入札の参加者のヒアリング

入札書の提出に先立ち、指定する期日に参加者に対するヒアリングを実施し、提出された提案書に基づく業務委託実施計画の説明を受ける。このヒアリングにより評価基準に基づく評価を行う。

なお、評価において不合格となった者がいた場合、この者に対して不合格の旨を通知するものとする。

(5) 委託業者の決定方法

入札の参加者が複数の場合には、総合評価点の最も高い値の者を1者選定する。

(6) 委託業者の決定通知

委託業者に決定した者に対し、通知を行うものとする。

5 入札説明会における説明事項

(1) 業務内容について

イ 委託業務の具体的な取扱い

ロ 過去における処理実績（数量、契約額等）

(2) 委託費について

過去における支払実績

(3) 契約期間について

契約期間は3年度内とする。

(4) 提案書及び入札書の作成要領等について

提案書の評価項目

(5) その他

財務局長等が必要と認める事項

## 別添2

### 財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項

財務局の未利用国有地の管理等業務（以下「未利用国有地管理等業務」という。）に係る競争入札の実施について、下記のとおり実施要項を定めるものとする。

#### 記

#### 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項

##### (1) 未利用国有地管理等業務の概要

未利用国有地管理等業務は、未利用国有地等の国有財産（以下「国有財産」という。）の処分に当たり必要となる物件調査業務、国有財産の草刈や柵設置等の管理業務、国有財産の一般競争入札の案内書配布等補助業務であり、これらの業務について包括的に民間事業者へ業務を委託するものである。

##### (2) 業務の対象地域及び対象財産

別紙1「対象地域及び対象業務一覧」における財務局等（財務（支）局、沖縄総合事務局、財務事務所及び出張所のこと。以下「国」という。）が管轄する国有財産を対象とする。

##### (3) 業務内容

以下の業務を行う。業務の詳細は業務の対象地域ごとに定める別紙2「仕様書」によるものとする。

###### ① 国有財産の調査に関する業務

- 1) 物件調書作成業務
- 2) 地下埋設物調査業務
- 3) 土壌汚染調査業務
- 4) ライフライン調査業務
- 5) アスベスト調査業務
- 6) 測量業務
- 7) PCB調査業務

###### ② 国有財産の管理に関する業務

- 1) 巡回業務
- 2) 草刈・保守業務
- 3) 柵設置業務
- 4) 看板作成設置等業務
- 5) 樹木伐採業務
- 6) 投棄物撤去業務

- 7) 巣撤去等業務
- 8) 流出土砂撤去等業務
- 9) 建物開口部閉鎖業務
- ③ 一般競争入札の補助に関する業務
  - 1) 入札案内書配布照会対応業務
  - 2) 入札案内書原稿整備業務

(4) 一般的事項

- ① 国は、業務を委託する物件を特定し、本実施要項及び仕様書に基づき「業務委託指図書」（以下「指図書」という。）を作成し、民間事業者に交付することとし、民間事業者は指図書に基づいて業務を実施する。
- ② 民間事業者が国から指図書の交付を受け、業務を実施する中で施工方法や施工数量等を変更する必要がある場合は、国の監督職員に連絡し、変更の必要性について説明の上、監督職員の了解のもと業務を実施する。
- ③ 民間事業者は、定められた業務期間内に確実に業務を履行しなければならない。工期の延長は、国の都合又は天災等の止むを得ない理由による場合以外はこれを認めない。なお、業務履行期限等の日数算定の考え方は、休業日を除いた実日数とし、指図日の翌日から起算するものとする。
- ④ 業務の実施に当たっては、近隣住民等に対しあらかじめ業務説明を行うとともに、トラブルを惹起しないよう最大限配慮しなければならない。

なお、仕様書又は指図書等においてお知らせ文書の配布が義務付けられている業務を実施する場合には、近隣住民に対し事前に「工事実施のお知らせ文書」を配布する必要がある。配布範囲は別途国から指示するものとする。
- ⑤ 業務の実施に伴い必要となる車両置場・工所用機材置場については、民間事業者の負担において確保すること。

工所用機材等の搬入・搬出に当たっては、周辺道路及び隣接地工作物等に損害を与えないよう十分留意するとともに、安全な業務の実施に必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ 現地に施錠された門扉がある場合等、業務の実施に当たり鍵の貸与が必要な場合は、国は指図書の交付に併せて民間事業者に鍵を貸与し、民間事業者は現地での作業が終了後速やかに鍵を返還しなければならない。

なお、民間事業者は鍵を紛失することのないように十分注意して取り扱うこととし、鍵の受渡は国から身分証明書の発行を受けた者が行わなければならない。
- ⑦ 業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合は、損害賠償に要する費用は民間事業者の負担とする。
- ⑧ 民間事業者は、業務の実施に当たり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ民間事業者の責任において解決するものとする。この場合、監督職員から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 台風・地震等の天災や事故の発生に伴って緊急の対応が必要となった場合は、土

日祝日及び夏季・冬季休暇期間や昼夜の時間を問わず、国の指示に基づいて業務を実施するものとする。

- ⑩ 本実施要項等に定めのない事項については、監督職員又は契約担当課と協議して対応するものとする。

#### (5) 業務管理に関する事項

##### ① 総括責任者と実行責任者

民間事業者は、業務全般の総括責任者と各業務の実行責任者を定め、国との連絡調整に当たらせるとともに、国に提出する各種報告書等に不備がないように、内容の確認を行わせなければならない。

なお、民間事業者がグループで構成されている場合は、総括責任者はグループ代表者に所属する者とし、各業務の実行責任者は未利用国有地管理等業務を行う各グループ構成者に所属する者とする。

##### ② 公文書等の貸与

- 1) 民間事業者は、公図、測量図等の公文書を未利用国有地管理等業務を行うために借用しようとする場合には、当該公文書を管理する国の庁舎を訪問し、国が備え付ける公文書貸与管理簿に記載し、確認を得なければならない。借用書類を返戻する場合も同様とする。

- 2) 外部電磁的記録媒体等により国のシステム及びデータ等の貸与を受けた場合には、パスワード等によるセキュリティを確保の上、適切に管理し、業務以外の目的に供してはならない。

なお、使用する外部電磁的記録媒体等は、事前に最新パターンによるウイルスチェックを行い、ウイルス等に感染していないことを確認すること。

また、未利用国有地管理等業務に関する契約期間が満了したときは、速やかに当該システム及びデータ等を抹消しなければならない。

#### (6) 業務の質に係る要求水準の設定

未利用国有地管理等業務の実施に当たり、業務の質を確保するため、民間事業者に対して以下の要求水準を設定する。

##### ① 未利用国有地管理等業務の処理期間内の処理率

指図書 of 交付された業務については、別紙3「業務処理期間一覧」のとおり指定した期間までにその処理を完了するものとし、達成目標は100%とする。

なお、業務処理期間については、入札実施単位ごとに定めるものとし、日数は休業日を除いた実日数とする。

##### ② 各種情報等の適正な管理等

未利用国有地管理等業務の実施に当たり、国又は第三者から得た情報（公知の事実を除く）については、外部等に漏洩することがないように厳格な情報管理を行うこと。

##### ③ 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、各業務の別紙2「仕様書」において定める内

容とする。

(7) 創意工夫の発揮可能性

- ① 未利用国有地管理等業務の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫を発揮し、業務の質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上）及び国の経費の削減等に努めるものとする。
- ② 民間事業者は、総合評価のための業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書（別紙4）」という。）に従い提案することとする。

(8) 委託費等の支払方法

- ① 本契約の形態は業務委託契約（単価契約）とする。
- ② 検査

民間事業者は、指図書に基づき未利用国有地管理等業務を実施し、業務完了後に国が別に定める報告書を速やかに国に提出することとする。

国の検査職員は、提出された報告書について検査を行い、未利用国有地管理等業務の履行状況を確認するものとし、検査合格となったものについて、国は民間事業者から所定の様式により請求を受け、委託費を支払うものとする。

なお、検査不合格となった場合は、下記③の是正を行い、再度、報告書を国に提出し、国の検査を受けるものとする。

- ③ 業務の是正措置等

民間事業者は、国の検査職員による検査の結果、業務内容の是正が必要であると認められる場合に該当するときは、速やかに業務の是正措置を行わなければならない。

国は「業務委託是正指図書」により民間事業者に業務の是正の指示を行い、民間事業者はそれを受けて当該指図書の定める期間内に速やかに業務の是正を行うものとする。

また、未利用国有地管理等業務の実施に当たり、国が必要と認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施しなければならない。

- ④ 支払方法

国は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、業務の対象地域ごとに定める方法により民間事業者に委託費を支払うものとする。

国は、国の責に帰すべき事由により期限内に請求金額を支払わなかった場合は、支払期限到来の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める年率の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

## (9) 費用負担等に関するその他の留意事項

法令の変更により民間事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、下記①から③のいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 未利用国有地管理等業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ④ その他の留意事項  
年間予定数量はあくまで予定数量であり、数量の保証をするものではない。また数量は国の都合により増減する。

## 2. 実施期間に関する事項

未利用国有地管理等業務の実施期間は、令和〇年4月（契約締結後）から令和〇年3月31日までとする。（予定）

（上記に係る予算措置については、令和〇年度予算要求中（3か年国庫債務負担行為）であり、本入札に係る落札及び本契約の締結は、令和〇年度予算が成立し、予算示達がなされることを前提とする。）

## 3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

- (4) 入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。（下記(10)の入札参加グループでの入札の場合を除き、別紙5「入札参加資格」の資格をすべて有する者である必要がある。）

なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

- (5) 各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前1年以内に監督処分を受けていない者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 入札説明会（随時説明を含む）において、未利用国有地管理等業務の概要等の説明を受けた者であること。

(10) 入札参加グループでの入札について

- ① 単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち1者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申込みにあたっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、未利用国有地管理等業務の実施にあたっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

- ② 代表者は、上記(1)から(3)及び(5)から(9)までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)までの要件を満たすこと。なお、上記(4)については、「入札参加グループとして、すべてを満たすこと」で可とするが、代表者及びグループ構成者は、それぞれ、少なくとも1以上の「入札参加資格」を有していること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール（予定）

手続	スケジュール
入札公告	令和〇年〇月〇旬ころ
入札説明会	令和〇年〇月〇旬ころ

入札等に関する質疑応答	令和〇年〇月〇旬ころ
入札書類の受付期限	令和〇年〇月〇旬ころ
入札書類の評価	令和〇年〇月〇旬ころ
開札・落札者等の決定	令和〇年〇月〇旬ころ
契約の締結	令和〇年〇月〇日

## (2) 入札実施手続

### ① 入札の単位

入札は、別紙1「対象地域及び対象業務一覧」に示す対象地域を単位とし、上記2.に示す実施期間を対象として行うものとする。

### ② 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び提案書を提出するものとする。

### ③ 入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、業務ごとの単価（円未満切捨て）に予定件数を乗じた金額とその総額を記載すること。なお、上記の入札金額には、未利用国有地管理等業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。

### ④ 提案書の内容

提案書には、別紙6「未利用国有地管理等業務を実施する者を決定するための評価基準」に示した各評価項目に対する提案を具体的に記載すること。

入札参加者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮して、仕様書等と異なる取扱いを内容とする提案をすることができる。

なお、入札への参加を希望する者は、提案書提出期限前にその提案内容が法令等に反するか否かについて、入札を実施する国に対し確認を求めることができる。確認を求められた国においては、当該者が提案書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

### ⑤ 提案書の添付資料の内容

提案書には次の資料を添付するものとする。

- 1) 会社概要、組織図
- 2) 事務フロー図
- 3) 入札参加資格の審査に必要な書類

### ⑥ ヒアリングの実施

ヒアリングでは、提案書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であることを確認し、評価項目の得点に反映させる。

なお、ヒアリングへは未利用国有地管理等業務担当予定者最低1名が必ず出席すること。

### ⑦ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に

違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案書は無効とする。

⑧ 再度入札

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、改めて入札に付することとする。

⑨ 入札の延期

入札参加者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は、業務の対象地域ごとに総合評価方式によるものとする。

(1) 評価の方法

落札予定者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が未利用国有地管理等業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須評価項目）、また、効果的なものであるか（加点点評価項目）について、別紙6「未利用国有地管理等業務を実施する者を決定するための評価基準」により行うものとする。

評価の決定に当たっては、財務局又は別紙1「対象地域及び対象業務一覧」に示す対象地域ごとに評価委員会を設置し、評価委員会の意見を反映するものとする。

(2) 落札者の決定

① 上記3の入札参加資格を全て満たし、上記(1)の評価の方法において必須とされた項目の要件を全て満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高100点）を入札価格で除して得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い値の者を落札予定者として決定する。

② 落札予定者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令第85条の規定による基準において定める額を下回った場合には、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて、予算決算及び会計令第86条の規定に基づく調査を行うものとし、調査の結果、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。

③ 落札予定者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引か

せ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札予定者を決定するものとする。

- ④ 落札者が決定した時は、契約締結後において、落札者の氏名及び住所、落札価格等の落札結果とともに、入札参加者全員の氏名、入札価格、提案書の総合評価結果等を公表するものとする。

## 6. 対象業務に関する従来の実施状況に関する事項

別紙7「従来の実施状況等について」のとおり過年度3年間分を作成の上、入札公告時に開示するものとする。

## 7. 業務実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

国が指図書で指示する業務実施期間内に限り、民間事業者は未利用国有地管理等業務の対象となる国有財産に立ち入って業務を行うことができるものとする。

8. 業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、情報を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により講ずべき措置に関する事項

### (1) 報告等について

#### ① 業務報告書の作成と提出

- 1) 民間事業者は、民間事業者の営業状況等に関し、次により国へ報告書を提出すること。
  - ・ 毎期の決算を終了した場合は、当該決算期に係る財務諸表
  - ・ 定款を変更した場合は、変更理由及び変更部分
  - ・ 役員の改選があった場合は、改選役員の氏名及び経歴
- 2) 民間事業者は、個人情報の漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施状況について、契約期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は国が求めた場合はその都度報告すること。
- 3) 民間事業者は、国の求めに応じ、未利用国有地管理等業務の実施状況その他の質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

#### ② 事故等の報告

民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに国に報告すること。

#### ③ 国の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、未利用国有地管理等業務の検査・監督体制は次のとおりとする。

- 1) 監督職員（官職指定）別途、国の定める職員による。

2) 検査職員（官職指定）別途、国の定める職員による。

(2) 国による監査

国は、民間事業者による未利用国有地管理等業務の適正かつ確実な実施を確保するため定期及び随時に、民間事業者に対し、未利用国有地管理等業務の状況に関し必要な報告を求め、又は監査を行うため民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする国の職員は、検査等を行う際には、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

国は、民間事業者による未利用国有地管理等業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

① 民間事業者（個人の場合はその者、法人の場合はその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるもの及びそれらの従業者を含む。））又は民間事業者であった者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり、国又は第三者から得た情報（公知の事実を除く。）を漏らし、又は盗用してはならない。

② 民間事業者又は民間事業者であった者は、未利用国有地管理等業務に関して知り得た情報を漏らし、又は盗用することとならない場合であっても未利用国有地管理等業務の実施に当たり知り得た情報を未利用国有地管理等業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

また、民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり取得した個人情報について、自己の利益のため、自らが運営する事業に活用する等、未利用国有地管理等業務以外に利用してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

1) 民間事業者は、本契約に定められた業務開始日に確実に未利用国有地管理等業務を開始しなければならない。

2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、未利用国有地管理等業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

② 民間事業者の使用する名義及び身分証明書

1) 民間事業者は、国から業務の委託を受けた業者である旨を表示する場合には、

契約期間に限り「未利用国有地の管理等業務委託取扱」の名義を使用することができる。

- 2) 民間事業者及びその従業者は、未利用国有地管理等業務に従事する際には、国が認証した「身分証明書」を常に携行しなければならない。

③ 宣伝行為の禁止

- 1) 民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- 2) 民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

④ 法令の遵守

民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑤ 帳簿等の備え付け

- 1) 民間事業者は、進行管理表等その他国が指示する帳簿を備えなければならない。
- 2) 未利用国有地管理等業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、未利用国有地管理等業務を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

⑥ 権利の譲渡

民間事業者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑦ 権利義務の帰属等

- 1) 未利用国有地管理等業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- 2) 民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

⑧ 再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり再委託をしてはならない。

ただし、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上であらかじめ書面により国に協議し、承認を得るものとする。

- 2) 民間事業者は、上記1)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- 3) 再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑨ 個人情報等の取扱い

民間事業者は、個人情報の取扱いに関して、国が定める「個人情報等に関する特約条項」に従うものとし、内規を定め、国の承認を得なければならない。

⑩ 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、国が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

(6) 契約変更、解除等

① 契約変更

国及び民間事業者は、未利用国有地管理等業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ双方の承認を得なければならない。

② 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- 2) 競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って未利用国有地管理等業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 5) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問について回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 法令又は本契約に違反して、未利用国有地管理等業務の実施に当たり知り得た情報を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 法令又は本契約に違反して、未利用国有地管理等業務の実施に当たり知り得た情報を目的外に利用したとき。
- 9) 民間事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

とき。

- 14) 暴力団員が未利用国有地管理等業務を統括する者又は従業者となっていることが明らかになったとき。
- 15) 暴力団又は暴力団員を再委託先としたとき。
- 16) 再委託先が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- 17) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- 18) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- 19) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- 20) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて国の業務を妨害する行為をしたとき。
- 21) その他、17)から20)までに準ずる行為をしたとき。

### ③ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、国と民間事業者で協議する。

9. 業務実施民間事業者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該業務実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本項においては、民間事業者が、その責に帰すべき事由により、第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国が国家賠償法第1条第1項等に基づき第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存するときは、民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 未利用国有地管理等業務を実施するに当たり、民間事業者がその責に帰すべき事由により国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責に任ずるものとする。（ただし、当該損害の発生につき、国の責に帰すべき事由が存するときは、国の過失割合に応じた部分を除く。）

## 10. その他対象業務の実施に関し必要な事項その他

### (1) 国の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

未利用国有地管理等業務の実施状況に係る監督は、上記8により行うこととする。

### (2) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び法第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国（委託元）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

### 別紙1 「対象地域及び対象業務一覧（財務局ごとに作成）」

（注）各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

### 別紙2 「仕様書（財務局ごとに作成）」

（注）各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

### 別紙3 「業務処理期間一覧（財務局ごとに作成）」

（注）各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

提案書

【総合評価項目：実施体制】

業務ごとの実施体制について以下の項目について提示すること。

【本実施要項で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。グループで実施する場合は、業務全体の管理方法に加え、グループにおける実施体制及び管理体制を記載すること。】（A4：1枚～2枚程度）

- 1 企業の代表責任者
  - 2 未利用国有地管理等業務担当者（実施体制、事務所の設置等を含む。）
  - 3 緊急時（未利用国有地管理等業務の実施に当たり想定していた通りの業務実施が困難となる事故・事象が生じた場合）の対応や連絡体制の明確化
  - 4 従業者
    - (1) 業務遂行可能人員の確保
    - (2) 繁忙期等における人員及び体制の確保
- 【入札参加グループの場合】
- 5 入札参加グループの一覧
  - 6 グループ代表企業
  - 7 グループ企業の代表責任者
  - 8 未利用国有地管理等業務担当者
  - 9 組織体制
    - (1) 未利用国有地管理等業務に対する社内（グループ内）の位置付け
    - (2) 業務遂行上の経費管理体制
    - (3) 指揮命令系統の確立及び明確化

【総合評価項目：業務ごとの処理手法等】

業務の処理手法等について以下の項目について提示すること。

【以下の項目について、各A4サイズ2枚程度で具体的かつ簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、業務ごとに提案書を作成することができる。】

- 1 業務ごとの処理手法
- 2 未利用国有地の管理等業務の実施に対する質の確保について
  - (1) 各種情報管理についての対応
  - (2) 国から即時の対応や短い期間で納期の対応を求められた際の対応
  - (3) 国側の業務を簡素合理化するための対応
  - (4) 国民に対するサービスの増大及びトラブルを未然に防止するための対応
- 3 日程・進捗管理に係る対応

【従来の実施方法に対する改善提案】

国が各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、以下の項目のとおり提案すること。なお、改善提案のない業務については、財務局等が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(A 4:業務ごと1枚～2枚程度)

1. 改善提案を行う業務及び項目

2. 改善提案の趣旨

3. 改善提案の内容

4. 最低水準の確保に対する説明

※ 提案する業務項目が複数となる場合は、提案業務項目と提案内容を簡記した改善提案総括表を提出すること。

【総合評価項目：ワーク・ライフ・バランス等の推進】

ワーク・ライフ・バランス等の推進について以下の項目の該当状況について提示し、証する書類の写しを添付すること。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

(4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）策定届

※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者数が100人以下のもの）のみを対象とする。

【総合評価項目：賃金引上げの実施】

給与等受給者一人当たりの平均受給額を引き上げる旨を表明したことを証する書類の写しを添付すること。

(1) 大企業

事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

(2) 中小企業等

事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

別紙5 「入札参加資格（財務局ごとに作成）」

（注）各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

別紙6 「未利用国有地管理等業務を実施する者を決定するための評価基準（各財務局共通）」

総合評価基準

未利用国有地管理等業務の落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、業務の目的に沿った実行可能なものであるか（必須評価項目）、また、効果的なものであるか（加点評価項目）について、以下により評価を行う。

【必須評価項目】

入札参加者が、提案書に記載した内容が、必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

【加点評価項目】

必須評価項目で合格した入札参加者に対して、提出された提案書を基に、加点評価項目について審査を行う。提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には各業務の当期の仕様書類で示す実施方法と提案内容との比較を行い、得点を与える。なお、評価に当たっては評価基準により各項目の配点到配点比率を乗じた評価点を付与することとし、得点については、各評価者の付与した評価点の算術平均の値とする。

加点評価項目の配点比率

評価区分	配点比率
特に優れていると認められる提案内容	100%
優れていると認められる提案内容	70%
標準的と認められる提案内容	40%
提案がない又は標準に達していない提案内容	0%

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標及び賃上げを実施する企業に対する評価に係る得点の付与については以下のとおりとする。

（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標）

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）

- ・プラチナえるぼし（※1） 5点
- ・えるぼし3段階目（※2） 4点
- ・えるぼし2段階目（※2） 3点
- ・えるぼし1段階目（※2） 2点
- ・行動計画（※3） 1点

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
  - ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。
  - ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
- ② 次世代育成支援対策推進法（平成12年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）
- ・プラチナくるみん（※4） 5点
  - ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※5） 3点
  - ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6） 3点
  - ・トライくるみん（※7） 3点
  - ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8） 2点
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
  - ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
  - ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし※8の認定を除く。）
  - ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
  - ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
- ・ユースエール認定 4点

（賃金引上げの実施）

給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等の場合給与総額を1.5%）以上とする旨を「従業員への賃金引上げ計画の表明書」により表明した場合、加点を行うものとする。

5点

※「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び

第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

【採点方式】

得点配分は100点とする。

①基礎点は11点とする。

②加点の合計は89点を上限とする。

評価項目	得点区分	評価内容	得点	
実施体制			17	
組織体制	基礎点	業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。	1	17
		指揮命令系統が確立しているか。また、それは明確であるか。（グループで参加する場合、グループ内の連携が可能な体制であるか）	1	
	加点	繁忙期等における円滑な事業遂行のための人員、体制の確保がなされているか。	10	
		緊急時の対応や連絡体制は明確で効果的なものか。	5	
業務の処理手法等			73	
処理方法	基礎点	業務項目、手法が明確、適切であるか。	5	30
	加点	仕様書に示した内容について独自の提案がなされているか。	5	
		業務処理期間を短縮するための工夫、提案が見られるか。	5	
		国側のコスト削減のための工夫、提案が見られるか。 (業務ごとに記載)	15	
質の確保	基礎点	情報管理の手法が適切であるか。	2	36
	加点	国から即時対応や短い期間で納期対応を求められた際に対応するための提案が見られるか。 (業務ごとに記載)	12	
		当該事務の執行に関し、国側の業務を簡素合理化するための工夫、提案が見られるか。	12	
		国民に対するサービスを増大させるための工夫及びトラブルを未然に防止する提案が見られるか。	10	

日程・ 進捗管理	基礎点	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	2	7
	加点	計画達成のため、日程管理等について、工夫、提案が見られるか。	5	
ワーク・ライフ・バランス等の推進			5	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	加点	次のいずれかに該当しているか。(グループで参加する場合、グループ内のいずれか1者以上が該当しているか) ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(くるみん、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定	5	5
賃金引き上げの実施			5	
賃金引き上げの実施	加点	賃金引き上げの実施を表明した企業等	5	5
合計	基礎点		11	100
	加点		89	

(注) 従来の実施方法に対する改善提案が提出された場合、加点評価項目において当該改善提案を含めた評価を行うこと。

別紙7 「従来の実施状況等について(財務局ごとに作成)」

(注) 各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

評 価 基 準

1. 選定方式及び評価基準詳細は、実施要項の定めによる。

2. 評価の方法

(1) 評価方法

イ 「1. 選定方式」において、「合格」した提案書の各評価項目について、提案内容に応じて加点を付与する。

ロ 提案書の評価においては、書面評価のほかヒアリングによる評価を行うものとする。

ハ 評価は、数名の委員で構成する評価委員会によって行うものとする。

(2) 採点方式

イ 技術に係る得点

提案書の評価における基礎点及び加点の配点は実施要項のとおり。

$\boxed{\text{基礎点 (11 点) + 加点 (満点 89 点) = 技術点 (満点 100 点)}}$

ロ 入札金額

入札書に記載された入札金額とする。

ハ 落札予定者

提案書进行评估した技術に係る得点を、入札価格で除した値について、最高値の整数が3桁となる定数（1百万、1千万、1億、10億等）を乗じ、小数点第5位を切り捨てたものを総合評価点とする。

この総合評価点の最も高い値の者を落札予定者とする。

(参考)

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局) 〇〇〇〇

### 1. 入札に付す内容

未利用国有地等の国有財産(以下「国有財産」という。)の処分に当たり必要となる物件調査業務、草刈や柵設置等の管理業務、一般競争入札の案内書配布等補助業務。

### 2. 委託業務の仕様等

実施要項及び入札説明書による

### 3. 委託する対象地域

〇〇地域 1者

### 4. 委託予定数量

委託期間における委託予定数量は別紙(注)のとおり。

なお、委託予定数量はあくまで目安であり、国の都合により増減する。

(注) 委託予定数量を記載した別紙については、各局で対象とする業務が相違することから適宜の様式を使用して差し支えない。

### 5. 入札方法

業務ごとの単価に委託予定数量を乗じた金額の合計で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

### 6. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。(ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)

- (4) 入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

また、仕様書で定める業務に応じて、次の○から○の資格を全て有する者であること。

(注) 対象業務ごとに、必要とする競争参加資格及び等級を記載すること。

- (5) 各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前1年以内に監督処分を受けていない者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 入札説明会（随時説明を含む）において、未利用国有地管理等業務の概要等の説明を受けた者であること。

- (10) 入札参加グループでの入札について

イ 単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち1者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申込みにあたっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、未利用国有地管理等業務の実施にあたっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

- ロ 代表者は、上記(1)から(3)及び(5)から(9)までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)までの要件を満たすこと。

なお、上記(4)については、「入札参加グループとして、すべてを満たすこと」で可とするが、代表者及びグループ構成者は、それぞれ、少なくとも1以上の「入札参加資格」を有していること。

## 7. 実施要項及び入札説明書の配付

- (1) 配付期間

令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）まで

平日○：○～○：○

- (2) 配付場所

## 8. 入札説明会

(1) 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時から

(2) 開催場所

(3) 説明事項

イ 業務委託の概要

ロ 委託費について

ハ 契約期間について

ニ 提案書及び入札書の作成要領について

ホ その他

(4) 出席人数 1者当たり〇名までとする。

9. 随時説明

入札説明書のとおり。

10. 入札の申込み

入札に参加する者は、令和〇年〇月〇日（〇）の〇時〇分までに次のとおり申込みを行うこと。

(1) 申込書類の交付場所及び提出先 上記7に同じ

(2) 申込受付日及び受付期間 平日〇：〇～〇：〇

11. 提案書の提出

(1) 提案書の提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）〇時まで

(2) 提出先 上記7に同じ

12. ヒアリング（提案書の内容説明）の開催

実施要項及び入札説明書のとおり。

13. 入札書の提出日及び開札の日時等

(1) 入札書の提出

イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）

ロ 場所

(2) 開札の日時及び場所

イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）

ロ 場所

14. 委託業者の決定方法等

委託業者は、上記11の提案書及び上記13の入札書を提出した者のうち総合評価点の最も高い値の者とする。

なお、本調達には、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で行うものとする。

15. 提案書及び入札書の無効

本公告、実施要項及び入札説明書に示した入札の参加に必要な資格を有しない者の提案書及び入札書は無効とする。

16. 契約書作成の要否

要

17. 委託期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

18. 落札結果の公表

契約締結後において、落札者の氏名及び住所、落札価格等の落札結果とともに、入札参加者全員の氏名、入札価格、提案書の総合評価結果等を公表するものとする。

19. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

20. その他

本公告に関して不明な点は、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

(注) 財務省における会計手続の統一等を図るための指示等に基づく変更は、必要に応じて契約担当官の判断により行って差し支えないものとする。

(参考)

## 入札説明書

〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)の入札公告(令和〇年〇月〇日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)及び契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)に定めるもののほか、財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)及びこの入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官

支出負担行為担当官

〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局) 〇〇〇〇

### 2. 入札に付す内容

未利用国有地等の国有財産(以下「国有財産」という。)の処分に当たり必要となる物件調査業務、草刈や柵設置等の管理業務、一般競争入札の案内書配布等補助業務。

### 3. 委託業務の仕様等

実施要項のとおり

### 4. 委託する対象地域

〇〇地域 1者

### 5. 委託予定数量

別紙1「内訳書」のとおり。

なお、委託予定数量は予定であり、数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減する。

### 6. 入札方法

業務ごとの単価に委託予定数量を乗じた金額の合計で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

### 7. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告のとおり

### 8. 入札説明会

(1) 開催日時 令和〇年〇月〇日(〇)〇時から

(2) 開催場所

(3) 説明事項

イ 業務委託の概要

ロ 委託費について

- ハ 契約期間について
- ニ 提案書及び入札書の作成要領について
- ホ その他

(4) 出席人員 1者当たり〇名までとする。

#### 9. 随時説明

(1) 実施日時 令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで  
平日〇：〇～〇：〇

(2) 実施場所

(3) 説明事項等 上記8に記載した入札説明会に準ずる

#### 10. 入札の申込み

入札に参加する者は、令和〇年〇月〇日（〇）の〇時〇分までに次のとおり申込みを行うこと。

(1) 申込書類の提出先

(2) 申込受付日及び受付期間 平日〇：〇～〇：〇

※ 入札参加申込書の提出に当たっては、入札参加資格の審査に必要な書類を必ず添付すること。

#### 11. 提案書の提出期限等

(1) 提案書の提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）〇時まで

(2) 提出先

※ 提案書は、実施要項に定める様式により提出することとし、会社概要、組織図、事務フロー図を必ず添付すること。

なお、提案書には、評価項目のすべてが提案されていなければならないものとするほか、評価の基準に示した各項目に対する提案を具体的にするものとする。

#### 12. ヒアリング（提案書の内容説明）の開催

(1) 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時

(2) 開催場所

(3) 出席人員 1者当たり〇名までとする。（業務従事予定者を1名以上含むこと。なお、入札参加グループの場合はグループ構成者ごとに業務従事予定者1名以上が出席すること。）。

#### 13. 入札書の提出日及び開札の日時等

(1) 入札書の提出

イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時

ロ 場所

(2) 開札の日時及び場所

イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時

ロ 場所

#### 14. 委託業者の決定及び契約締結

(1) 提出された提案書及び入札書等により総合評価点の最も高い値の者を1者選定する。  
なお、総合評価点の最も高い値の者が複数いるときは、くじ引きにより委託業者を決定する。

(2) 委託業者が決定したときは、その旨を通知するとともに、別に定める「未利用国有地の管理等業務委託契約書」により契約を締結する。

(3) なお、委託業者が入札参加グループの場合は、国と入札参加グループの構成者との間で契約を締結する。

15. 契約方式

この調達に係る契約は単価による契約とする。

16. 提案書及び入札書の無効

本公告に示した入札の参加に必要な資格を有しない者の提案書及び入札書は無効とする。

17. 委託期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

18. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

19. その他

本入札説明書に関して不明な点は、下記に問い合わせてください。

問い合わせ先

(参考)

## 入札参加申込書

未利用国有地の管理等業務に係る業務委託の入札に参加したいので申込みます。

なお、当社は、公告等で示された入札に参加する者に必要な資格を具備していることを申し添えます。

令和 年 月 日

参加者 業者名

代表者

住所

連絡先

担当者名

————— 切り取り線 —————

申込みの受付を了したことを証明します。

令和 年 月 日

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

(参考)

入 札 書

1. 件名

未利用国有地の管理等業務に係る業務委託

2. 入札金額

入札価格（総額） , , , 円  
(抜税)

(注) 金額には¥マークを頭書する。

3. 業務内容

国提示の仕様書のとおり。

上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

支出負担行為担当官

殿

(参考)

## 内 訳 書

「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託」の契約金額（単価等）について、以下のとおり提出します。

(○年度)

業務内容	単位	年間 予定 数量	単価	年間予定金額	うち
					単年度 歳出分
国有財産の調査 に関する業務					
国有財産の管理 に関する業務					
国有財産の一般競争 入札の補助に関する 業務					
○年度計（円）					

※契約書第 21 条で定める違約金額は、違約金対象業務に係る委託費の額の倍額とする。

(注 1) 委託予定数量はあくまで目安であり、数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減する。

(注 2) 国の都合により委託予定数量を変更しても受託者は損害賠償の請求をできないものとする。

(注 3) 内訳書は年度ごとに作成するものとする。ただし、各業務内容に係る単価は、全年度で同一のものとする。

### 各年度の年間予定金額

年 度	年間予定金額（円）
○年度	
○年度	
○年度	
3 か年度合計	

(注) 最終年度の内訳書の後に記載する。

令和 年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

支出負担行為担当官

殿

※この内訳書は、落札者のみ落札決定後、速やかに提出すること。

(参考)

## 委託業者選定評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

第1条 未利用国有地等の処分に当たり必要となる調査業務、管理業務及び一般競争入札補助業務の業務委託を行うための総合評価落札方式入札の実施に関し、委託業者選定の評価を行うため、〇〇財務局の管財部長のもとに当該事業に係る委託業者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について検討及び評価等を行い、管財部長に報告する。

- (1) 提案書の評価における評価基準等に関する事項
- (2) 提案書の評価に関する事項
- (3) その他委託業者の評価に関し必要な事項

2 前項第1号に掲げる事項の検討に関して、従前の入札結果及びその結果に基づく業務の執行状況を十分に考察しなければならない。

3 前条の入札公告に当たっては、事前に前項の規定に則り第1項第1号の検討を行うものとする。

(組織等)

第3条 評価委員会は、総務部委員及び管財部委員で構成する。

2 総務部委員は、〇〇財務局総務部門の総務課長、会計課長、会計課課長補佐、財務事務所の総務課長及びこれらに相当する役職のうちから充てる。

3 管財部委員は、〇〇財務局管財部門の業務委託事務担当次長、管財総括課長、国有財産調整官、特別国有財産管理官、審理課長、業務委託事務担当統括国有財産管理官、財務事務所の管財課長及びこれらに相当する役職の者のうちから充てる。

4 委員は5人以上とする。

(委員長)

第4条 評価委員会に、委員の互選により定めた委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、原則として、管財部長が招集する。

2 評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 評価委員会は非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正・公平に評価を行わなければならない。

2 委員は直接間接を問わず、一切当該事業の提案に関与してはならない。関与が判明し

たときは、委員が関与した提案を選考対象外とする。

(評価結果の公表)

第7条 評価委員会における評価の結果は、管財部長に報告され、支出負担行為担当官が落札者を決定した後に、平成18年8月25日付財計第2017号「公共調達に適正化について」の規定に基づき公表する。

(設置期間)

第8条 評価委員会の設置期間は、第2条に規定する評価等が終了するまでの間とする。

(事務局)

第9条 評価委員会の事務局は、〇〇財務局管財部〇〇課に置き、管財部長が事務局を統括する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会に諮り委員長が別に定める。

※ 様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」、「財務事務所」に、「管財部長」とある箇所は必要に応じ「財務部長」、「財務事務所長」等にそれぞれ置き換える。

未利用国有地の管理等業務委託契約書

委託者国（以下「国」という。）と受託者とは、次の条項により、未利用国有地の管理等業務（以下「委託業務」という。）に関する委託契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 国は、受託者に対し、国が別途通知する国有財産の管理等に関する委託業務を委託する。

2 受託者は、国が委託した委託業務に積極的に従事するとともに、国の意に反することがあってはならない。

3 受託者は、国の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従い、本契約書に綴じ込んだ提案内容及び「財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項」により委託業務を行わなければならない。

（物件の通知等）

第2条 国が受託者に対して業務を委託する財産（以下「委託財産」という。）については、国から別途通知するものとする。

2 国は、前項の規定により通知した委託財産の全部又は一部について必要があると認めるときは、通知の取消し又は変更を行うことができるものとする。

（履行場所）

第3条 本契約に定める委託業務の履行場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○財務局（○○財務事務所）管財部管財課（○○課）  
（○○県○○市○○区○○ ○番○ ○○合同庁舎○号館○階）
- (2) 委託財産所在地
- (3) 国の指定する場所（財務事務所等）

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、契約締結の日から令和○年○月○日までとする。

ただし、単年度歳出予算から支出される契約の期間は、令和○年○月○日までとする。

（契約金額等）

第5条 本契約金額は、○円（うち消費税及び地方消費税○円）とする。（うち、○円（うち消費税額及び地方消費税額○円）は単年度歳出分）

なお、各年度の、委託費の予定金額は、別紙1「内訳書」のとおりとする。

2 別紙1の委託予定数量に変更が生じ、契約金額を変更する必要があると国が認めた場合は、契約金額の変更をするものとする。

3 国が、受託者に対し、次条に定める委託業務の対価として委託費を支払うときは、第7条によるものとする。

（委託業務の内容）

第6条 受託者は、国の指定する監督職員の指示に従い、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 国有財産の調査に関する業務

- イ 物件調査業務
  - ロ 地下埋設物調査業務
  - ハ 土壌汚染調査業務
  - ニ ライフライン調査業務
  - ホ アスベスト調査業務
  - ヘ 測量業務
  - ト PCB調査業務
- (2) 国有財産の管理に関する業務

- イ 巡回業務
- ロ 草刈・保守業務
- ハ 柵設置業務
- ニ 看板作成設置等業務
- ホ 樹木伐採業務
- ヘ 投棄物撤去業務
- ト 巣撤去等業務
- チ 流出土砂撤去等業務
- リ 建物開口部閉鎖業務

(3) 国有財産の一般競争入札の補助に関する業務

- イ 入札案内書配布照会対応業務
- ロ 入札案内書原稿整備業務

(委託費の算定及び支払時期)

第7条 国は、受託者から提出される報告書を審査確認したときは、委託数量に別紙1内訳書記載単価を乗じた委託費（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）を支払うものとする。

(委託財産の買受等の禁止)

第8条 受託者及びその従業者は、委託財産を直接あるいは間接に買い受け又は当該財産に関する権利を譲り受け若しくは、転売の仲介を行ってはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受託者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、原則として業務の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により国と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。
- 4 受託者は、グループ構成者の変更をしようとする場合は、あらかじめ書面により国と協議し、国の承認を得るものとする。

(秘密保持)

第10条 受託者は、本契約の遂行上、国又は第三者から得た情報（公知の事実を除く。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。  
なお、個人情報の取扱いについては次条に定めるところによるものとする。

2 受託者は、前項の規定に関し、国から貸与を受けた文書及び業務委託遂行のため保有する文書について厳正な管理を行うものとし、これを保持するため受託者の内規として「公文書等取扱規程」を定めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第 11 条 受託者は、本契約の履行に関し知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下「個人情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、本契約の履行のため、国の保有する個人情報の提供を受けた場合には、その管理（保管、複製、加工及び廃棄等をいう。）について、適切に行うものとし、委託業務目的以外に供してはならない。また、受託者は、本契約の履行に関し、国から指示がある場合を除き、自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。

3 受託者は、国から提供を受けた個人情報に関し、漏洩等の事故の発生、若しくはその虞があるものと判断した場合には、直ちに国に報告し、国の指示に従うものとする。

4 受託者は、第 4 条に定める契約期間が終了したとき、又は第 24 条により本契約が解除されたときは、国から提供を受けた個人情報（乙等が複製又は加工した個人情報を含む。）を国に返却、廃棄若しくは消去しなければならない。なお、受託者は、国の求めに応じ、個人情報を廃棄若しくは消去した場合には、その方法及び完了日等を国に報告するものとする。

5 受託者は、個人情報の適切な管理のため、次に掲げる事項について、規程を整備し、本契約締結後速やかに、国に提出するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者（統括責任者、管理責任者）

(2) 個人情報の管理体制

(3) 個人情報記載文書等（書類（複製・加工したものを含む）又は電子媒体）の送受信方法及び発送時の管理照合体制）

(4) 個人情報記載文書等の持ち出しの際の管理体制

(5) 個人情報の漏洩等事故発生時の処理・連絡体制

(6) 業務担当者への個人情報保護の教育、研修の実施

(委託業務取扱上の疑義の決定)

第 12 条 受託者は、委託業務を行うについて疑義が生じたときは、その都度国の指示を受けなければならない。

(監督)

第 13 条 国は、本契約の履行に関し、監督職員に受託者の委託業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 受託者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

3 国は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(帳簿等の備付)

第 14 条 受託者は、委託業務に関し、各業務の進捗が確認できる進行管理表、当該業務に係る会計に関する帳簿書類、当該業務に従事する従業員の履歴書その他国の指示する帳簿を備えなければならない。

2 受託者は、受託者の営業状況等に関し、次により国に報告書を提出しなければならない。

- (1) 毎期の決算を終了した場合は、当該決算期に係る財務諸表
- (2) 定款を変更した場合は、変更理由及び変更部分
- (3) 役員の改選があった場合は、改選役員の氏名及び経歴

(委託業務に関する指示等)

第 15 条 国は、委託業務に関して適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合、受託者は、その指示に従わなければならない。

2 国は、受託者が行う委託業務に関して定期及び随時に報告を求め、帳簿書類を閲覧し、その他委託業務全般にわたり質問又は監査のために立入り調査を行い、必要に応じ資料の提出を求めることができる。この場合、受託者は、その調査を拒み妨げ又は報告を怠ってはならない。

3 受託者は、業務の質に関して、国が必要と認めた場合には改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施しなければならない。

(事情変更)

第 16 条 国は、必要がある場合には、受託者と協議して委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは委託業務の一部を打ち切ることができる。

2 国及び受託者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災、地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、協議して本契約を変更することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の場合において、委託業務の内容の変更等をする必要があるとき、又は本契約に定める条項を変更する必要があるときは、国及び受託者が協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第 17 条 受託者は、委託業務が完了した都度、速やかに国に報告し、国の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 国は、前項の報告を受けた日から 10 日以内に検査職員をして、検査を行わなければならない。

3 受託者は、第 1 項の検査に合格したときをもって委託業務を完了したものとする。

4 第 1 項の検査において不合格の場合、又は前項の検査合格後において委託業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することが判明した場合若しくは委託業務実績の不良が認められた場合、受託者は、国に対し、第 20 条、第 21 条に定める各義務を免れないものとする。

(委託費の請求及び支払い)

第 18 条 受託者は、各月経過後、委託財産ごとに、完了した業務実績に、別紙 1 に定める契約単価を乗じて算出した金額（当該額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の支払いを、国に請求するものとする。

2 国は、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 19 条 国は、自己の責に帰すべき事由により前条第 2 項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合)

第 20 条 国は、完了報告を受けた委託業務に契約不適合があった場合には、受託者に対して、次の(1)から(4)を任意に選択して請求または解除することができる。

- (1) 国は、受託者に対し、受託者の費用負担において、委託業務の補修（再実行を含む）を請求することができる。
- (2) 国は、受託者に対し、その不適合の程度に応じて委託業務に係る委託費用の減額を請求することができる。
- (3) 契約不適合が、本契約に照らして受託者の責めに帰することができない事由であるときを除き、国は、受託者に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 受託者が、第 1 号の補修を履行しない場合において、国は、受託者に対し、相当の期間を定めて履行の催促をしたにもかかわらず、その履行がないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定は第 17 条の検査完了後において、契約不適合が発見された場合においても適用する。

3 第 1 項及び第 2 項に定める契約不適合によって国に損害を与えたときは、受託者はその損害に相当する金額を国に支払わなければならない。

(違約金)

第 21 条 受託者が国に対し実施要項に定める委託業務の履行について、受託者の責に帰すべき事由により、処理が遅延したとき又は委託業務実績に不良があったとき（第 17 条に定める検査合格後に判明した場合も含む。）は、受託者は、国に対し、違約金として別紙 1 に規定する金額を支払うものとする。

2 前項の規定は、受託者の過失による場合で、受託者が前条第 1 項に定める委託業務の補修等を国の指示する期日までに完了させる等により国の業務に支障をきたさず、かつ国及び第三者（委託物件の購入者及び転得者を含む。）に損害が生じなかった場合には、前項の規定は適用しない。

3 国は第 24 条の規定により本契約を解除した場合、受託者に対して、第 5 条に記載した委託費の契約金額の 100 分の 30 に相当する額を違約金として請求することができるものとする。

4 受託者が、本契約書で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、国は、本契約を解除しない場合でも、受託者に対して第 5 条に記載した委託費の契約金額の 100 分の 30 に相当する額を違約金として請求することができるものとする。

5 第 1 項、第 3 項及び第 4 項に定める違約金は、第 26 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 22 条 国は、本契約に関し、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項若しくは第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合は、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受託者は、本契約に関して、受託者又は受託者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を国に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 23 条 受託者は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、国が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第 5 条に記載した委託費の限度額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として国が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (3) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合は、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の違約金のほか、第5条に記載した委託費の限度額の100分の5に相当する額を違約金として国が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (2) 当該刑の確定において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受託者が国に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受託者は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第26条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、国がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（契約の解除）

第24条 国は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、本契約を解除することができる。この場合、受託者は、国に対し契約解除による損害賠償の請求を行わないものとする。また、第9号から第21号による契約解除に伴い、委託業務の実施に関して履行遅滞等による損害が発生した場合は、契約解除を受けた受託者が負担するものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 本契約に従って委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 第3号に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問について回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 法令又は本契約に違反して、委託業務の実施に当たり知り得た情報を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 法令又は本契約に違反して、委託業務の実施に当たり知り得た情報を目的外に利用したとき。
- (9) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、

その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) 暴力団員が委託業務を統括する者又は従業者となっていることが明らかになったとき。
- (15) 暴力団又は暴力団員を再委託先としたとき。
- (16) 再委託先が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- (17) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- (18) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (19) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (20) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて国の業務を妨害する行為をしたとき。
- (21) その他、第17号から第20号までに準ずる行為をしたとき。

(名義の使用及び身分証明書の発行)

第25条 受託者は、委託業務を取り扱うに当たっては、「未利用国有地の管理等業務委託取扱」の名義を本契約期間中に限り、使用することができる。

2 受託者は、委託業務を取り扱うに当たっては、その従業者に、国が別に定める身分証明書を発行して常時携行させ、委託業務を行う際に必要が生じた場合はこれを相手方に提示しなければならない。

(損害賠償)

第26条 国が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき第三者に対する賠償を行ったときは、国は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

2 受託者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存するときは、受託者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

3 委託業務を実施するに当たり、受託者がその責に帰すべき事由により国に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責に任ずるものとする(当該損害の発生

につき、国の責に帰すべき事由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。)

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 受託者は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を国に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(人権尊重努力義務)

第 28 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 29 条 国と受託者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、国と受託者が協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第 30 条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委託者 国  
支出負担行為担当官 印

受託者 住 所  
法 人 名  
代表者氏名 印

(注 1) 受託者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項本文の規定の適用を受ける事業者であるときは、第 5 条中「うち（消費税及び地方消費税〇円）、第 7 条中「（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）」及び別紙 1 中「※単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。」を削除するものとする。

(注 2) 受託者がグループを結成している場合には、受託者は別紙 3 の業務委託グループ協定書により本契約書記載の業務を共同連帯して受託することとし、契約書にはグループの構成者すべてが記名押印する。

(注 3) 本契約は請負契約に該当するため、印紙税法における課税文書である。

## 内 訳 書

(○年度)

業務内容	単位	年間 予定 数量	単価	年間予定金額	うち
					単年度 歳出分
国有財産の調査 に関する業務					
国有財産の管理 に関する業務					
国有財産の一般競争 入札の補助に関する 業務					
○年度計（円）					

※契約書第 21 条で定める違約金額は、違約金対象業務に係る委託費の額の倍額とする。

(注 1) 委託予定数量はあくまで目安であり、数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減する。

(注 2) 国の都合により委託予定数量を変更しても受託者は損害賠償の請求をできないものとする。

(注 3) 内訳書は年度ごとに作成するものとする。ただし、各業務内容に係る単価は、全年度で同一のものとする。

※単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。

※各局の実情に応じ業務内容を追記すること。

年 度	委託費の予定金額（円）
○年度	
○年度	
○年度	
委託費の予定金額総合計	

※最終年度の内訳書の後に記載する。

## グループ構成者一覧表

〇〇財務局の未利用国有地管理等業務			
	未利用国有地の管理業務		未利用国有地の調査業務
	巡回	樹木伐採	
構成者1 資格名 (当該業務の履行に必要な資格)	株式会社〇〇 建設コンサルタント「A」	株式会社〇〇 土木一式工事「C」	株式会社〇〇 役務の提供「B」
構成者2 資格名 (当該業務の履行に必要な資格)		〇〇株式会社 造園工事「B」	
構成者3 資格名 (当該業務の履行に必要な資格)			

(注) 各局の実情に応じ業務内容を追記すること。

業務委託グループ協定書

(目的)

第1条 当グループは、〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)(以下「国」という。)発注に係る未利用国有地の管理等業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務委託」という。)の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(成立の時期及び解散の時期)

第2条 当グループは、令和〇年〇月〇日に成立し、業務委託の委託期間が満了し、委託費の受領が終了するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を受託することができなかつたときは、当グループは、前項の規定にかかわらず解散するものとする。

(構成者の住所及び名称)

第3条 当グループの構成者は、次のとおりとする。

(住所)

(会社名)

(住所)

(会社名)

(代表者の名称)

第4条 当グループは、(会社名)を代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 当グループの代表者は、業務委託の実施に関し、当グループを代表して、国と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託費の請求、受領する権限を有するものとする。

(分担)

第6条 各構成者の業務委託の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき国と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇地域〇〇業務(会社名)

〇〇地域〇〇業務(会社名)

(構成者の責任)

第7条 当グループは、構成者全員をもって業務委託の完成に当たるものとし、各構成者は、それぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(構成者の相互間の責任の分担)

第8条 構成者がその分担業務に関し、国及び第三者に与えた損害は、当該構成者がこれを負担するものとする。

2 構成者が他の構成者に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成者が協議するものとする。

3 前二項の規定は、いかなる意味においても第7条に規定する当グループの責任を免れるものではない。

(業務途中における構成者の脱退)

第9条 構成者は、業務委託期間が満了し、委託費の受領が終了するまでは当グループを脱退することができない。

(業務途中における構成者の破産又は解散に対する処置)

第10条 構成者のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合においては、残存構成者が共同連帯して当該構成者の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第11条 当グループが解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第12条 本協定書に定めのない事項については、構成者が協議の上、定めるものとする。

(会社名) 外〇者は、上記のとおり業務委託グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成者が記名捺印し、各自所持するものとする。

なお、1通については、〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)に提出する。

令和〇年〇月〇日

(住所)

(会社名)

(代表者名・印)

(住所)

(会社名)

(代表者名・印)

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。

身分証明書

表面

身分証明書		No. ○
<p>下記業者は、当局において未利用国有地の管理等業務を委託した業者であることを証明する。</p>		
委託業者所在地		
委託業者名		
委託期間	自令和○年○月○日 至令和○年○月○日	
発行日	令和○年○月○日	
発行者	○○財務（支）局長（沖縄総合事務局長）	印

裏面

本証明書に掲げた下記の者は、〇〇財務（支）局長（沖縄総合事務局長）から未利用  
国有地の管理等業務を委託された当〇〇の従業員であることを証明する。

本証有効期間 発行日から令和〇年〇月〇日まで

発行日 令和〇年〇月〇日

発行者 住所

氏名 〇〇会社 代表者氏名 印

従業者 住所

氏名

生年月日

写 真

（注意）

- 1 この証明書は、常時携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与若しくは譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 3 この証明書は、離職、退職等により従業員でなくなったとき又は新たに証明書の交付を受けたときは、速やかに発行者に返さなければならない。
- 4 この証明書を紛失若しくはき損したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに再交付を受けなければならない。
- 5 官印のないもの及び写真に発行者の割印がないもの並びに有効期間を経過したものは無効とする。